

数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>288単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>437単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>619単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>762単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>905単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,047単位</u>

き5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

12 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>258単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>407単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>592単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>741単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>891単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,040単位</u>

ト	(略)	
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,334単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,479単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,623単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,764単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,904単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,046単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,192単位</u>
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,340単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,485単位</u>

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2～9 (略)

10 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算

ト	(略)	
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,340単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,491単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,641単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,791単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,940単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,091単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,240単位</u>
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,391単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,540単位</u>

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（注4及び注7において「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2～9 (略)

(新設)

する。

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

(新設)

10 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であつても、減算しない。

(新設)

11 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 974単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 948単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 900単位
- (四) 利用定員が81人以上 861単位

(2) 療養介護サービス費(II)

- (一) 利用定員が40人以下 710単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 674単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 625単位
- (四) 利用定員が81人以上 595単位

(3) 療養介護サービス費(III)

- (一) 利用定員が40人以下 561単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 532単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 502単位
- (四) 利用定員が81人以上 481単位

(4) 療養介護サービス費(IV)

- (一) 利用定員が40人以下 452単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 416単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 385単位
- (四) 利用定員が81人以上 366単位

(5) 療養介護サービス費(V)

- (一) 利用定員が40人以下 452単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 416単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 385単位
- (四) 利用定員が81人以上 366単位

ロ 経過の療養介護サービス費

(1) 経過の療養介護サービス費(I)

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 965単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 939単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 891単位
- (四) 利用定員が81人以上 853単位

(2) 療養介護サービス費(II)

- (一) 利用定員が40人以下 703単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 667単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 619単位
- (四) 利用定員が81人以上 589単位

(3) 療養介護サービス費(III)

- (一) 利用定員が40人以下 556単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 527単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 497単位
- (四) 利用定員が81人以上 475単位

(4) 療養介護サービス費(IV)

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

(5) 療養介護サービス費(V)

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

ロ 経過の療養介護サービス費

(1) 経過の療養介護サービス費(I)